

平成 2 1 年度第 4 回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 平成 2 2 年 3 月 2 5 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 5 分から  
場 所 水戸市笠原町 9 7 8 番 6  
茨城県庁舎行政棟 1 1 階 1 1 0 2 共用会議室

会議の日時及び場所

- 1 日時平成22年3月25日(木) 午後1時35分から午後2時27分まで
- 2 場所 水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟11階 1102共用会議室

出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名  
別記名簿のとおり

議題

別記付議案一覧のとおり

委員の変更

学識経験者について、幡谷浩史委員に代わり川又諭委員、関係行政機関の職員について、杵淵智行委員を委嘱したことが報告された。

議事

- 1 議事の公開  
都計諮問第10号及び第11号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の氏名  
議長から議事録署名人として黒川委員と大津委員が指名された。
- 3 議案審議

【都計諮問第10号 「岩井・境都市計画道路の変更について」】

【都計諮問第11号 「坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

---

【都計諮問第10号 「岩井・境都市計画道路の変更について」】

議長 それでは、審議に入りたいと思います。

まず最初に、都計諮問第10号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

.....  
事務局 都市計画課と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

都計諮問第10号 岩井・境都市計画道路の変更についてご説明させていただ

きます。

資料は、お手元の付議案の1ページ、図面は1 - 1及び1 - 2ページでございます。

本案件は、坂東市がまちづくりを推進するため、岩井市辺田土地区画整理事業の廃止と、新たに決定する辺田地区地区計画の決定及び特殊街路の廃止にあわせまして、岩井・境都市計画道路三本松・中西線ほか1路線の変更を行うものでございます。

詳細につきまして、正面スクリーンを使ってご説明させていただきます。

岩井・境都市計画区域は、県西地域に位置し、その区域の範囲を、坂東市、境町、五霞町としております。本区域のうち、坂東市がこちらでございます。坂東市は、首都圏50キロ圏に位置し、常総市や古河市、利根川を挟んで千葉県野田市と隣接しております。主な交通体系といたしましては、首都圏中央連絡自動車道及び(仮称)猿島岩井IC、国道354号及びそのバイパス、県道結城坂東線、市道岩一級13号線などであり、旧岩井市地域はこれらの道路交通を中心とした町となっております。

こちらが坂東市役所の岩井庁舎でございます。また、旧岩井市においては、昭和45年11月の線引きにより市街化区域が指定され、昭和48年10月に用途地域の決定を行っており、現在に至っております。この市街化区域のうち、こちらの青でお示ししております辺田地区でございますが、今回、坂東市が土地区画整理事業の廃止及び地区計画の決定を行おうとする面積約39.5ヘクタールの区域でございます。

辺田地区は、坂東市の総合計画において、地域の特性を生かしつつ、地区計画の策定などにより、魅力ある市街地形成を図る地区と位置づけられておまして、近隣では、首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパスなど、広域交通体系の整備が進捗しており、広域交通体系の整備効果や、地域資源を生かしたまちづくりを行っていくとした総合計画の基本理念を具体化する地区の一つでございます。

この道路交通を中心とした本地区周辺におきましては、国道354号であります都市計画道路の辺田本町線や、幹線的役割を担う市道の都市計画道路辺田上出島線が旧岩井市市街地の南北軸を形成し、それらを軸に連絡する都市計画道路が4路線、地区内の道路として都市計画道路が1路線、都市計画決定されております。こちらの2路線が辺田地区のまちづくりに関連して、今回、変更を行おうとする路線でございます。

このほか、辺田地区を南北に縦断する自転車・歩行者専用道路としまして、坂東市決定の都市計画道路緑の散歩道がございますが、土地区画整理事業の廃止に伴い、坂東市が廃止することとしております。

まず、辺田地区のまちづくりの経緯についてご説明いたします。

この地区の現況は、幹線道路沿いに商業施設などが立地しておりますが、地区内は、農地や緑地の中に新旧の住宅が混在した地区となっております。このため、

地区内においては、幅員が4メートルに満たない狭隘道路が多く、災害時の救急活動などに支障を来していることや、雨水排水施設が未整備ということで、生活基盤整備のおくれが課題となっております。そこで、市は、豊かな緑の中で安心して生活することのできる快適な町を目指して、平成8年9月に土地区画整理組合を事業予定者としまして土地区画整理事業の決定を行いました。しかし、その後、地価下落、あるいは少子高齢化などの社会情勢の変化を背景としまして、区画整理事業によるまちづくりに対して地域住民の合意が得られなくなってきました。その後、市は、平成12年4月から、辺田土地区画整理事業検討委員会を設置し、減歩緩和などの助成措置を提案しながら住民と協議を重ねてきましたが、事業推進の合意が得られず、坂東市長は、平成14年5月に、この地区の区画整理事業の凍結を表明することに至りました。

しかしながら、この地区は、依然として生活基盤整備が必要なことから、規制誘導による計画的なまちづくりが求められております。このため、市は、平成19年7月から、辺田地区まちづくり委員会を設置し、地域住民とともに辺田地区のまちづくりの検討を重ね、地区の実情に合わせて既存施設を活用しながら、必要となる生活基盤の整備を行い、建築物の規制誘導を図っていくまちづくりを実施することで地域住民との合意が得られたことから、今般、岩井市辺田土地区画整理事業を廃止し、同地区に辺田地区地区計画を決定することといたしました。地区計画においては、安全・安心で魅力ある市街地の形成を目指し、生活道路の配置や建築物等の規制誘導の方針を定め、良好な居住環境の形成を図ることを目的としております。

辺田地区地区計画の内容ですが、建築物に関する事項としまして、建築物の用途の制限や敷地面積の最低限度を定めまして、用途地域と整合を図りながら、よりきめ細かな土地利用を図ることとしております。また、地区施設としまして、狭隘道路の解消や雨水排水のための側溝整備を図るため、既存の道路を活用して、地区内交通を担う道路及び生活道路として、幅員6ないし8メートルの区画道路34本を定めまして、拡幅が必要な区間においては、道路中心から両側おのおの3メートルのセットバックをすることを定めまして、早期整備の実現を目指すこととしております。これらの区画道路や雨水排水施設につきましては、市が計画的に整備を行うこととしております。

それでは、今回、変更しようとする路線についてご説明いたします。

まず、辺田・城合線でございます。地区が抱える課題の一つであります狭隘道路の解消を図るため、先ほどの地区計画による区画道路により生活道路網の整備を図ることとし、地区の南側については、これにあわせまして一部区間の廃止を行い、延長約1,630メートルから970メートルへ変更するものでございます。

次に、三本松・中西線でございます。当路線は、当初、辺田地区の顔となります景観形成に資する東西のメインストリートといたしまして、植樹等を施すために、植樹帯を含む幅員5.5メートルの歩道を有する全幅員21メートルの道路と

して都市計画決定を行いました。しかしながら、今回、まちづくり手法を変更することとなったため、歩道幅員を 5.5 メートルから、周囲の都市計画道路と同様に 3.5 メートルに変更しまして、全幅員を 21 メートルから 17 メートルへ変更するものでございます。また、幅員の変更とあわせまして、計画路線に沿った現道の敷地を極力有効に活用して整備が行えるよう、道路法線を若干変更することから、延長約 650 メートルから 640 メートルへ変更するものでございます。

以上のような都市計画の変更を行うことにより、地域住民と早期合意形成による効率的な事業着手が期待できるまちづくりに手法転換を行って、この地区におけます従来からの課題解消とあわせまして、魅力的な市街地の形成、居住環境の向上を図るものでございます。

続きまして、都市計画案の縦覧結果についてご説明いたします。

この変更案につきまして、平成 22 年 1 月 21 日から平成 22 年 2 月 4 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法の規定に基づき、坂東市へ本案件に対する意見を求めましたところ、今回の変更は、都市計画法第 15 条の 2 の規定に基づき、坂東市から茨城県に対して申し出があったものであり、異存はない旨の回答をいただいております。なお、市決定の土地区画整理事業の廃止、地区計画の決定、緑の散歩道の廃止につきましても同時に縦覧を行い、意見書の提出はなく、2 月 26 日の坂東市都市計画審議会において可決答申済みでございます。

都計諮問第 10 号の説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

.....

議長 ありがとうございます。それでは、ここで、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。ご意見のある方、よろしく願いいたします。

A 委員 土地区画整理を廃止して地区計画に変えていくというのは、比較的最近では、阿見で一つやったと思うのですが、地区計画に変わること、懸念と言ったら大げさなのかもしれないけれども、多少変わってくるところは、一つには、基本的に公的財源でやっていく形になるので、事業費を縮小していくという形になるのだろうと。そうなってくると、地区施設の整備水準が縮小するのかなということと、それから、整備に要する期間が大分長引くのではないのかなという感じがいたします。

これは、直接、本日の議題の話ではなく、多少一般論になるのかもしれないのですが、2 つほど質問したいのは、こういう地区計画に変えていくときに、地区計画で、地区施設についてどれくらい整備していったらいいのだろうかという基準が今あるのかどうか。その辺の見地からすると、公園あたりはどうしても値切られてくる可能性が強いのかなと思います。そういう意味で、この辺の整備水準みたいなものがあるのかなという話が 1 点。

もう1点は整備にかかる期間が財源的に見てどれくらいかかってしまうのか。大分長引くのではないのかなということを感じたもので、その辺の見通しみたいなところがわかっていれば教えていただきたい。

議長 では、事務局から。

事務局 まず、第1点目のご質問ですけれども、地区施設の整備水準と申しますか、ここに一つ表をお見せしておりますが、これは辺田地区の整備手法、今回、区画整理事業から地区計画による整備ということで整備手法が変わってくるわけですが、そのときに、現況と比べまして、全体39.5ヘクタールの土地利用の内訳がどのように変化するかというものを表にしたものでございます。現況というところに掲げてありますのが、上の段が道路とか公園といった公共用地、下の段が宅地でございます。現況では、公共用地としては道路と水路で合計2.7ヘクタール、率にしまして約7%でございます。区画整理事業で想定しておりましたのは、道路用地が増えることと、さらに、先生おっしゃられたような公園も計画しておりました。合わせて11ヘクタール、率にしまして約28%という計画をしておりました。今回、地区計画による地区の道路、あるいは都市計画道路の廃止によりまして、計画している道路の面積が5ヘクタール、公共用地としましては合計で5.2ヘクタールで、率としまして13.2%ということで、現況に比べますと約倍ぐらいの公共用地の率になってくるような計画となっております。道路の整備水準と申しますか、必要な道路の密度みたいなものですが、これについては明確な基準は今の時点では存じ上げておりません。

それから、補足させていただきますけれども、都市計画道路の見直しの指針を平成17年度に都計審でご説明いたしまして、作成いたしましたものがありますけれども、それに従いまして今回、この道路の変更につきましては、その指針の方法に従って道路のカルテを作成しております。そのカルテによりまして、必要な道路密度をクリアしているということでございます。

それから、第2点目の期間でございますけれども、幾つか考え方はあるかと思っておりますが、先生がおっしゃられたような市の財政的なスケールから試算した数字がございまして、今回廃止します区画整理事業が、平成7年当時、街路も含めまして全体で約100億円程度の事業費を見込んでおりました。それに対しまして、市の負担額を約34億円と見込んでおりました。これは主に区域内の都市計画決定された道路の用地費と築造費になってきます。あとは、先ほど申し上げた公園の計画がありましたので、公園の用地費、整備費等がございまして。平成22年度の市の予算を見ますと、当辺田地区に対しまして、道路等の施設の整備、あるいは維持管理費などで平成22年度予算約1億3,000万円ほどこの地区に投資することになっておりました。これを単純に割り算しますと、22年度レベルでこの地区に投資がなされていくというふうに割り算しますと、区画整理事業の場合、約26年という数字が出てまいります。

一方、今回の地区計画、都市計画道路の見直しによりまして、整備費、市が整

備を行う場合ですけれども、これにかかる市の負担額が 13 億円程度という試算がございまして、これを単純に先ほどの 1 億 3,000 万円で割りますと、10 年程度で完了するというので、施設そのものの量が違うということはございますけれども、期間としましては、26 年に対して 10 年という試算が一つございます。

それから、参考までですが、同じ規模の土地区画整理事業がどれくらいかかっているのかというのを調べまして、近隣では、結城市で、四ツ京土地区画整理組合が施行しております地区がございまして、これは平成 6 年から施行中ですが、これが大体 24 年ぐらい、その他、那珂市、結城市で同じ 40 ヘクタール前後の組合施行の区画整理事業を見てみますと、それぞれ、18 年、19 年ということで、区画整理事業によりまして、大体 20 年前後かかっているような状況でございます。先ほどの住宅地における標準的な幹線道路の配置ということで、この地区におきましては、平方キロメートル当たり 2.35 キロメートルということで、一般的には 2.1 平方キロメートル当たり 2 キロという数字がございまして、その数字はクリアしているという状況で、それなりに適正な数字であるというふうに思っております。

A 委員 ご丁寧な説明、ありがとうございます。区画整理にしても、住民の方々の合意が基本だということで、そういう中でのことと、それから、区画整理をしても地価は上がらないという中でのあれですので、そういう意味ではやむを得ない点が多いと思いますけれども、こういうときでも公園ぐらいは少し入れるぐらいの何らかの基準とか考え方みたいなものを持っていたほうがいいのかなどという気がちょっとしたものですから、このような発言をしております。

議長 事務局からありますか。

事務局 貴重なご意見をいただきまして、いろいろ勉強して、検討させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

議長 ほかにご意見、ご質問ございますか。

B 委員 異議がないようですので、いいのではないですか。

議長 それでは、ご意見がないようでございますので、都計諮問第 10 号につきましては、原案どおり可決してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めまして、都計諮問第 10 号につきましては、原案どおり可決するということにいたします。ありがとうございます。

---

【都計諮問第 1 1 号 「坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

議長 続きまして、都計諮問第 1 1 号につきまして審議したいと思います。それでは、事務局からのご説明をお願いいたします。

事務局 建築指導課と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、都計諮問第 1 1 号につきましてご説明いたします。

お手元の付議案 2 ページ及び付議案図面 2 - 1 , 2 - 2 ページを御覧いただきたいと存じます。本案件は、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく廃棄物処理施設に係る許可に伴いその敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

申請者は、有限会社三郷解体、代表取締役太田勇でございます。同企業は、昭和 54 年に設立され、埼玉県及び本県を含む周辺の各県において、主に解体工事業を営んでおります。また、解体工事業等から発生する廃棄物の収集、運搬業もあわせて営んでおります。今般、特に県南、県西地域において、解体工事等から発生するがれき類を中心として、効率的な再利用を図るため、茨城県内に処理施設を設置し、再生砕石を生産しようとするものでございます。設置される処理施設の 1 日当たりの処理能力でございますが、547.2 トンであり、処理能力が 1 日当たり 5 トン以上となることから、許可を要するものでございます。

次に、申請地の位置についてご説明いたします。付議案図面の 2 - 1 とあわせて正面のスクリーンをごらんください。申請地の位置する坂東市は、平成 17 年 3 月に、旧岩井市及び旧猿島町が合併し誕生した市でございます。県の南西部に位置し、利根川を挟み、千葉県に面しております。主要な道路といたしましては、先ほどの案件と繰り返しになって恐縮でございますが、国道 354 号、県道結城坂東線、土浦坂東線、中里坂東線ほか開設が予定されております圏央道がございます。坂東市役所はこちらの位置になります。なお、お手元の付議案図面 2 - 1 は、正面スクリーンのこちらの部分を切り取ったものでございます。申請地は、坂東市の北西部に位置し、坂東市役所から北へ約 4.5 キロメートルの地点にございます。なお、申請地及びその周辺地区は、市街化調整区域となっております。

次に、土地利用計画等についてご説明いたします。付議案図面 2 - 2 とあわせて正面のスクリーンをごらんください。図面の左上方向が北となっております。申請地の敷地面積でございますが、4,208.41 平方メートルでございます。敷地へは、前面の市道から出入りいたします。前面の市道につきましては、現況は 4.5 メートルから 5.5 メートルでございますが、今回の計画にあわせまして、幅員 6



メートルに拡幅整備をいたします。また、敷地の外周部には緑地帯を配置いたしております。建築物といたしましては、破碎機の上屋，鉄骨造 1 階，延べ面積約 30 平方メートル，同じく鉄骨造 1 階，延べ面積約 20 平方メートル，事務所，鉄骨造 1 階，延べ面積約 20 平方メートルの計 3 棟でございます。3 棟とも，今回，新築されるものでございます。現地の状況でございますが，正面スクリーンの現況写真は，前面道路の市道から計画地の出入り口付近を撮影したものでございます。現在は特に土地利用はされてございません。

続きまして，廃棄物の処理のフローについてご説明いたします。申請地北側の出入り口より敷地内に搬入されました廃棄物は，計量した後，敷地内の所定の場所にストックいたします。破碎機にて破碎した後，ふるいにかけてまして，敷地内の所定の場所に保管し，再生砕石として搬出をいたします。また，コンクリートに付着していた鉄くず等につきましては，別の処理業者に処分を依頼することといたしております。これらの処理に係る環境保全対策といたしましては，騒音及び粉塵に係る措置として，破碎機の上屋を設けることといたしております。また，詳しくは，後ほど，生活環境影響調査の結果の中でご説明をさせていただきます。

次に，想定されます搬入・搬出ルートでございますが，国道 354 号，市道 7425 号を經由しまして，申請地前面の市道 18264 号を利用いたします。廃棄物につきましては，搬入量の約 7 割が県内の事業者から排出されまして，月間約 1,250 トンを見込んでおります。また，1 日当たりの搬出入車両は，最大で 10 トン車が 55 台を見込んでおります。なお，搬入・搬出ルートに当たる市道の交通量は少ない状況でございますが，周辺交通への影響は支障ないものと考えております。

次に，排水計画についてご説明いたします。破碎処理におきましては，粉塵の飛散を防止するため，場内の散水を行いますが，この散水後の水と雨水については，敷地内の側溝を經由いたしまして，油水分離槽を経た後，浸透施設において処理をいたします。また，汚水及び生活雑排水につきましては，合併処理浄化槽で処理した後，敷地内処理装置にて処理をいたします。

申請地及びその周辺地区につきましては，坂東市の都市計画マスタープランにおいて特に土地利用等の構想はございません。また，本事業計画につきましては，周辺関係者から同意が得られておりまして，また，許可申請に当たっては，坂東市長から，都市計画上，支障がない旨の意見書が提出されておりますことをご報告いたします。

付議案のご説明は以上でございますが，続きまして，本案件の生活環境影響調査の結果につきまして，県生活環境部廃棄物対策課からご説明させていただきます。

事務局 廃棄物対策課といたします。生活環境への影響調査結果につきましてご説明いたします。今回の事業におきましては，先ほどもご説明させていただきましたが，コンクリートなどのがれき類を破碎して，振動スクリーンによるふるい

分けをし、再生砕石を製造するという作業になりますことから、事業者におきましては、破碎作業時の粉塵及び騒音・振動、さらには、再生骨材保管時の粉塵及び汚水の発生などが生活環境へ影響を及ぼす要因になるものではないかと予想し、調査検討を行っております。

破碎作業時に使用する破碎機及び振動スクリーンからは、おのこの 90 及び 93 デシベルの騒音、また、55、68 デシベルの振動が発生するため、事業者では、施設を計画するに当たりまして、あらかじめこれらの項目に対する生活環境への影響防止策を取り入れることとしました。防止対策の主なものにつきましては、粉塵につきましては、破碎機やスクリーンなどの主要な機器は屋内に設置することといたしております。また、破碎した後の再生骨材、再生がれき品につきましては、保管高さを防護柵以下の高さとしたしまして、直接、横風にさらされることがないようにする、このような対策をとることとしております。騒音に関しましては、粉塵と同様に、主要な破碎機及びスクリーンは屋内に設置することとしております。また、防護柵は、鋼板製としたしまして、防音性を高めるといったような対策をとることになっております。振動につきましても同様に対策をとることとしたしまして、特に破碎機につきましては、コンクリートの基礎の上に施設を設置することとし、主要な機器の基礎には防振具も設置しまして防振対策をとることとしております。

また、水質につきましては、敷地内の雨水は、沈殿槽、油水分離槽で処理した後、地下浸透をすることとし、その水質につきましては、年に一回、確認をして、汚染がないような対策をとることとしております。

これらの対策をとります結果、敷地境界での騒音につきましては、基準値 65 デシベルに対しまして、58 デシベルまで低減できるものというふうに予測しております。

また、振動につきましては、基準値 70 デシベルに対しまして、51 デシベルまで低減することができるというふうに考えております。

これらの対策によりまして、いずれの項目につきましても基準値を満足する結果となっております。なお、出入りする車両に関しましては、1 日の車両台数が 55 台でありますことから、生活環境への大きな影響はないものと予測しております。以上が生活環境影響調査結果の概要でございます。

事務局 都計諮問第 11 号のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。それでは、委員からのご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

B 委員 余り大きい施設ではないようですが、申請者が埼玉県の三郷ということでございますが、これは県内の廃棄物の処理か、それとも他県からも持ち込む処理か、ちょっとお聞きしたいと思います。

事務局 県内から持ち込まれる廃棄物の量は、一応、計画では 70%を見込んで

おりまして、残り 30%につきましては県外からということでございます。

B 委員 申請する場合には、例えば、県内から 70%、県外から 30%というような申請があるかもしれないが、事実上は、その逆に、県外から 70%で県内から 30%という傾向も見受けられます。

それから、何デシベルだからこうだとか、車が 55 台だとかという申請は申請のとおりですが、許可をした場合には、ひとつしっかりとした管理を、県の方も時々抜き打ちの検査をしていただきたいと思います。と思っています。

事務局 廃棄物対策課でございます。まず、県外からの廃棄物の持ち込みに関しましては、茨城県の場合は、法律要件ではないのですけれども、県外廃棄物の県内搬入協議を事業者の方にさせていただくようにしております。これによりまして、処理施設の能力を超えた廃棄物の受け入れがないか、あるいは、許可品目以外の廃棄物の持ち込みがないか、こういうものがチェックできるような体制になっております。

また、立ち入り調査につきましては、私ども、定期的に立ち入りをするにしておりますので、そういう機会に、先ほどご指摘のあったような内容につきましてはきちんと確認をしていきたいと考えております。

B 委員 いろいろと廃棄物対策課ではご苦労があると思いますが、ひとつ今の言った言葉のように、しっかりと抜き打ち検査なり管理をしていただきたいと思います。というのは、我々の近くにもございますが、過剰の搬入とか、その臭いの問題で、住民がとても悩むような臭いがするというようなこともございますので、廃棄物対策課でのしっかりとした管理をお願いいたします。

事務局 廃棄物対策課でございます。ただいまのご意見、心にとめて、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

議長 では、監視方、よろしくをお願いいたします。ほかにご意見、ご質問ございますか。

B 委員 これは地元の C 委員がいないようなのですが、これについては相当に働きかけありますか。地元の意見がないということでございますから。

議長 何か事務局でありましたら。

事務局 都市計画課でございます。C 委員には地元なので、事前にご説明いたしまして、理解をいただいておりますので、ご報告をいたしたいと思います。

B 委員 地元が意見がなければいいと思います。

議長 そのほか、ご意見ございますか。

A 委員 ストック場が屋根覆いというか、雨水のあれがないというので、そこまで心配することはないかなと思ながら、ちょっと。

コンクリートのがれきを考えると、昔のコンクリートは、セメントと砂と小石と鉄筋、それだけ考えておけばよかった。だけど、最近のあれだと、作業性をよくするために、混和剤は必ず入れているし、それから、補強のための人工的な繊維をいろいろ使っているし、それから、防水のためだとか、いろいろな意味で、

塗料とか浸透性の化学物質とか，そういうものをいろいろ混ぜ込んだコンクリートを使っている。

そういうことを考えてみると，コンクリートというのは，特にこれからですが，単純な先ほど言ったようなものではなくて，かなりの化学物質を含んだようなものとして廃棄物としては扱わなければならないのではないのかなと感じる次第です。そういう点を，今，どういうふうに扱われているのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

事務局 ただいまのご質問でございますが，この施設に限って申し上げさせていただきますと，要するに，再利用するということが目的なものですから，再利用ができるコンクリート碎石の仕様に合致するものでないといけないということになるかと思えます。そうしますと，今，委員がおっしゃったような繊維とか再生碎石に適さないようなものが入っていた場合には，後で製品化しても販売ができないということになります。したがって，現段階では，いろいろなものが混じったものについては基本的には受け入れないということでそういう事業計画が成り立っておりますので，そういった事業計画に基づいて事業が適正に執行されているかどうかというのは，先ほどの環境部局のほうの話がありましたが，定期的に検査をして，マニュアルどおりちゃんと行われているのかどうかを監視するということになると思えます。

A委員 もう少し一般論的に言うと，そういうものはどこかでまた処理しなければならなくなってくるのだと思いますが，そういう場合にはどういうふうになっていくのですか。

事務局 再生ができないということになりますと，それは最終処分場に持ち込んで，埋め立て処分ということになるのかなと思えます。

A委員 そう懸念すると，それがうまく分別できるかどうかというのは非常に大きな問題ですね。

議長 その辺の分別のところは難しいですね。事業者としても，売れないものをわざわざつくるわけではないという一つの保険はあるのでしょうかね。

ほかにご意見，ご質問ございますか。よろしゅうございますか。それでは，ご意見がないようでございますので，都計諮問第11号につきまして，支障なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 ありがとうございます。それでは，ご異議なしと認めまして，都計諮問第11号につきましては，支障なしといたします。

---

議長 それでは，以上をもちまして，今回付議されました案件についての審議は終了いたします。先ほど結論づけましたとおり，都計諮問第10号につきましては原案どおり可決といたしまして，ただいまの都計諮問第11号につきまして

は支障なしということで、本日付けをもちまして知事に答申をいたします。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議事審議等は終了とさせていただきます。

- 閉 会 -

平成 21 年度第 4 回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学 識 経 験 の あ る 者	弁護士	大津 晴也	出 席
	筑波大学名誉教授	黒川 洸	出 席
	茨城大学名誉教授	山形 耕一	出 席
	一級建築士	中崎 妙子	出 席
	茨城県農業会議会長	葉梨 衛	出 席
	茨城県経営者協会副会長	川又 諭	出 席
	茨城県バス協会会長	須田 哲雄	出 席
市町村長を 代表する者	鹿嶋市長	内田 俊郎	欠 席
県 議 会 の 議 員	茨城県議会議員	山口 武平	欠 席
	茨城県議会議員	関 宗長	出 席
	茨城県議会議員	飯野 重男	出 席
	茨城県議会議員	鶴岡 正彦	出 席
	茨城県議会議員	西條 昌良	出 席
	茨城県議会議員	長谷川 修平	欠 席
市町村の議 長の代表 する者	水戸市議会議長	袴塚 孝雄	出 席
	阿見町議会議長	諏訪原 実	出 席
関 係 行 政 機 関 の 職 員	関東財務局水戸財務事務所長	多田 桂	代理 統括国有財産管理官 内藤 智司
	関東農政局長	皆川 芳嗣	代理 農村振興課課長補佐 久保 正樹
	関東経済産業局総務企画部長	黒岩 理	欠 席
	関東運輸局長	神谷 俊広	代理 茨城運輸支局長 鬼沢 秀通
	関東地方整備局長	菊川 滋	代理 常総河川国道事務所長 児玉 好史
	茨城県教育委員会教育長	鈴木 欣一	欠 席
	茨城県警察本部長	杵淵 智行	代理 交通規制課長 樫村 栄次

出席 18 名	} 23 名
欠席 5 名	

平成21年度第4回茨城県都市計画審議会 付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	付議案 ページ	図 面 ページ	計 画 内 容
10	岩井・境都市計画道路の変更 について	茨城県	1	1-1 1-2	3・4・25 三本松・中西線 ほか1路線の変更 (坂東市)
11	坂東市における廃棄物処理施設 の敷地の位置に関する都市 計画上の支障の有無について (建築基準法第51条)	特定 行政庁 知事	2	2-1 2-2	坂東市みむら地内 廃棄物処理施設 破碎(がれき類) 処理能力:547 t/日
	計 2 件				